

ときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引継)

第四十三条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。
(成立の時期)

第四十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第二組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、財務大臣は、当該認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算

第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 合併

三 破産手続開始の決定

四 定款で定める解散事由の発生

五 組合員が一人となつたこと。

六 第五十九条の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一一条及び第四十二条の規定を準用する。

(合併の手続)

第四十六条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 合併は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一一条及び第四十二条の規定を準用する。

(合併の手続)

第四十七条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第三十五条の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十八条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる

事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の効果)

組合は、合併によつて消滅した組合として成立した組合は、合併による他の処分に基づいて有する権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む）を承継する。

(清算人)

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算中の組合の能力)

組合が解散したときは、清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知

(清算の申出)

組合が解散したときは、清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

(第五十三条の四)

組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

裁判所は、第五十条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対する支払う報酬の額を定めることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

清算人を選任する場合は、裁判所は、当該清算人及び監事の選任することができる。

(第五十三条の五)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の六)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の七)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の八)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の九)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の十)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の十一)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(第五十三条の十二)

裁判所は、組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する調査をさせるため、検査役を選任することができる。

